

令和5年
4月1日
から

健康保険の 制度改革のお知らせ

出産育児一時金の支給額が引き上げられます

近年、出産費用が年々上昇し、出産育児一時金を上回る状況となってきたことから健康保険法の一部が改正され、令和5年4月1日以降の分娩分より、出産育児一時金の支給額が現行の40万8千円から**48万8千円**に引き上げられます。（産科医療補償制度の掛け金の1万2千円は変更ございません）



	産科医療補償制度 加入医療機関での分娩の場合	産科医療補償制度 未加入医療機関での分娩の場合
現 行	420,000 円 〔 出産育児一時金 産科医療補償制度掛金 408,000 円 + 12,000 円 〕	408,000 円
令和5年4月1日 分娩分より	500,000 円 〔 出産育児一時金 産科医療補償制度掛金 488,000 円 + 12,000 円 〕	488,000 円

※但し、産科医療補償制度対象であっても、在胎週数22週未満での出産（死産・流産・人工妊娠中絶を含む）は、488,000円になります。

－ 産科医療補償制度とは －

- ◆分娩に関連して重度脳性まひになった新生児に対し、速やかに補償を行い、発症原因を分析し再発防止に役立てることによって、産科医療の質の向上を図り、安心して出産できる環境を整備することを目的とした制度。
- ◆補償対象となる脳性まひの基準は、在胎週数28週以上かつ、身体障がい者手帳1級・2級相当の重度脳性まひとなった新生児。（先天性や新生児期等の要因は補償対象外）
- ◆補償内容は、看護・介護のための補償金として、一時金600万円＋補償分割金2,400万円（20年間）の総額3,000万円。